

令和6年度 介護給付適正化 例外給付検討会 報告

例外給付検討会では、原則として介護給付が認められないが、個々の利用者の心身の状況に応じて個別に判断することが必要な介護サービス（下記の枠内）について、「自立支援」を目的とするケアマネジメントに基づいた利用であるかを多職種で検討し、給付の可否を検討しています。

- 短期入所生活（療養）介護利用の認定期間半数超え
 - ・チェックシートの「半数超過する見込みがある」に☑ある場合のみ該当とします。
- 同居家族がいる場合の生活援助（訪問介護）
 - ・同居家族が全員、介護保険認定者の場合は除く。
- 通院介助に伴う院内介助（訪問介護）
- 厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスの訪問介護
- その他 保険者が検討の必要性を認めたもの

令和6年4月から令和7年3月まで居宅介護支援事業所と地域包括支援センターから申請されたケースの中から、決定に際して各委員の意見や協議内容についてまとめましたので報告します。

◎短期入所生活（療養）介護利用の認定期間半数超え

- ・R6年8月より、取り扱いが変更になりました。（別紙参照）

◎同居家族がいる場合の生活援助（訪問介護）

- ・家族全体に課題があり、各々が抱えていることを専門職が分担できるよう、支援者で情報の共有をお願いします。
- ・家庭状況を考えると支援は必要と思われるが、本人の支援だけでなく、家族にも相談窓口や関係機関への連携をお願いします。

◎通院介助に伴う院内介助（訪問介護）

- ・サービス内容に検討の余地があるため、今後の推移を見立てて見直しや再検討をお願いします。

<承認の有効期間および申請について>

- ・例外給付検討会にて承認された決定内容は、要介護認定の有効期間終了まで有効とします。

有効期間終了後も継続して利用が必要な場合は、例外給付検討会の申請をして下さい。

※『通院介助に伴う院内介助（訪問介護）』については、一度承認した内容から状況が大きく変わることが考えにくいいため、要介護認定の有効期間満了後の例外給付検討会は不要です。